

犬の登録・狂犬病



予防注射のお知らせ

生後91日以上の飼い犬は

狂犬病予防法により、生涯1回の登録と毎年1回狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。

犬の飼い主の方は、犬の健康状態を見て、今年度の犬の登録・狂犬病の予防注射を、次の都合のよい会場で必ず受けてください。

集合注射の日程		
日	会場	時間
19日 (火)	城之堀老人集会所	9:30~11:30
	町民会館	13:00~15:00
20日 (水)	萩原老人集会所	9:30~11:30
	東公民館	13:00~15:00
21日 (木)	呉地公会堂	9:30~11:30
	西公民館	13:00~15:00
22日 (金)	出来庭老人会館	9:30~11:30
	町民体育館	13:00~15:00

「」注意ください

今年度より、午前中の受付は11時30分までに変更し

ます。

すでに登録を済まされている方は、狂犬病予防注射申請書（ハガキ）を送付します。予防注射の際は、必要事項を記入して、必ずご持参ください。

料金（1頭につき）	
区分	金額
注射実施手数料	2,500円
注射済票交付手数料	550円
合計	3,050円

新規に登録される方は、登録手数料3,000円が別途必要です。

料金はおつりのいらぬようにご準備ください。初めて登録する方は、会場が込みますので、犬の名前、種類、犬の生年月日、性別（避妊手術の有

無）毛色、所有者の住所氏名、電話番号等をメモして持ってきてください。

狂犬病予防注射実施日に都合が悪い場合

かかりつけの動物病院で必ず狂犬病予防注射を受けてください。

注射後、獣医師の指示により、狂犬病予防注射済証明書を生環境課に提出し、注射済票の交付手続きをしてください（注射済票交付手数料550円）。これにより、はじめて狂犬病予防注射の手続きが終了したことになります。

次の場合は30日以内に生活環境課に届出してください

飼いが死亡したとき（印鑑、鑑札・注射済票をお持ちください）

狂犬病とは？

狂犬病とは、動物からヒトに感染する病気（動物由来感染症）の一つで、人間が感染・発症した場合、未だに治療方法が確立されておらず、ほぼ100%死亡する極めて恐ろしい病気です。日本では、1922年に予防注射が義務付けられ、1956年の6件を最後に、現在まで狂犬病発生の報告はされておりませんが、他国から日本に侵入することとも十分考えられます。あなたの愛犬がいつ感染し、誰に危害を加えるかわかりません。狂犬病予防のため必ず予防注射を受けさせましょう。

海外に渡航予定の方へ

犬等の輸入検疫制度の改正

海外から6月7日以降に犬と一緒に帰国する予定の方は、次の狂犬病予防注射制度の変更にご注意ください。

狂犬病が発生していないとされる地域以外の国から帰国予定の場合、狂犬病予防注射を接種する前に、犬にマイクロチップを装着させなければなりません。マイクロチップを装着させないまま帰国させると、180日間動物検疫所に係留されます。

詳しくは、農林水産省動物検疫所のホームページまたは、直接動物検疫所にご照会ください。

問合せ先

農林水産省動物検疫所
045-751-5921

ホームページアドレス

<http://www.naif->

[aqs.go.jp/](http://www.naif-aqs.go.jp/)

（生活環境課）

問合せ先 生活環境課

820-5606